

障害者施設が保育実習の施設に加えられた経緯とその意義

The Circumstances and Significance of the Addition of Facilities for Persons with Disabilities to the Childcare Practical Training Facility in Japan

松倉佳子ⁱ⁾ 江津和也ⁱⁱ⁾

MATSUKURA, Yoshiko

GOUZU, Kazuya

Abstract

This paper examines the historical significance of the addition of facilities for adults with disabilities to childcare practice facilities. As a result, we found two meanings. First, it became necessary to conduct childcare training at three or more types of facilities, and due to the rapid increase in the number of nursery teacher training facilities, it was necessary to secure practical training facilities. The second meaning is to secure staff to work in facilities for people with disabilities. In fact, to this day, the goals and contents of childcare training indicated by the Ministry of Health and Welfare are assumed to be practical training at child welfare facilities, not practical training at facilities for adults. Therefore, the inclusion of facilities for adults with disabilities in practical training facilities did not have much significance in the content of practical training in nursery teacher training. However, with the passage of time, teachers at nursery teacher training facilities have come to find a positive meaning in the training of nursery teachers, that practicing at facilities for adults with disabilities leads to an understanding of human dignity. What did the experience of childcare practice at a support facility for people with disabilities mean to nursery teachers? In addition, as a specialty of childcare workers, it is necessary to further consider what the experience means.

キーワード：保育実習、障害者支援施設、精神薄弱者援護施設、保育者養成

はじめに

本稿は、指定保育士養成施設(以下、保育士養成施設)の保育実習の施設として成人の障害者のための施設が含まれることとなった経緯及びその意義について歴史的に考察しようとするものである¹⁾。

周知のように、保育士養成施設における保育実習Ⅰ(施設)及び保育実習Ⅲにおいては、「保育実習実施基準」²⁾により、その実習施設として児童福祉施設だけでなく障害者支援施設や障害福祉サービス事業所など成人の障害者のための施設が含まれ、地域によっては多くの学生たちがそれらの施設で実習を行っている。保育士養成施設に在籍する学生の多くは、幼稚園教諭免許状や保育士資格を取得し、将来は保育所や幼稚園などの保育施設に就職する予定で入学し、入学後にはじめて幼稚園や保育

所以外の施設において実習することを知ることもし少ない。そのため保育所以外の施設における実習、特に成人の障害者のための施設において実習することにとまどい、そこで実習をする意味を見出せない者も少なくない。

一方、保育士養成施設において保育実習の指導を担当する教員は、法令によって成人の障害者のための施設が実習施設として位置付けられていること、またそれらの施設における実習を通じて学生たちの人間理解の深まりや成長を感じることができることから、それぞれの立場や理解から、成人の障害者のための実習の積極的な意味を学生たちに説いて実習の指導にあたっている状況にある。実際に、保育関係学会における研究報告においても、成人の障害者のための施設における実習の効果やその積極的意義について指摘されることも少なくない。

だが、そもそも児童福祉法³⁾によって「児童の保育」を行うことを業務とすると規定とされる保育士の養成において、なぜ成人の障害者支援施設が含まれているのだろうか。国が定める「教科目の教授内容」⁴⁾に示される

i) こども教育宝仙大学 准教授

ii) 淑徳大学 准教授

保育実習Ⅰ及びⅢの目標をみると、以下のように成人の障害者のための施設における実習を想定した項目は含まれていない。

保育実習Ⅰ

1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。
2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。
3. 既習の教科目の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解する。
4. 保育の計画・観察・記録及び自己評価等について具体的に理解する。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解する。

保育実習Ⅲ

1. 既習の教科目や保育実習の経験を踏まえ、児童福祉施設等（保育所以外）の役割や機能について実践を通して、理解する。
2. 家庭と地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉、社会的養護、障害児支援に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を習得する。
3. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する。
4. 実習における自己の課題を理解する。

この記述からもわかるように、主に児童福祉施設における実習を想定していると思われるものが中心となっているにもかかわらず、成人の障害者のための施設が保育実習の施設に含まれていることについて、経緯やその意義について明らかにする必要があると考える。

これまで、成人の障害者のための施設における保育実習についての研究は、障害者支援施設を含む保育所以外の施設における実習を行った学生の学びや意識の変化に焦点をあて、実習事前・事後における指導内容を検討したものがほとんどである（廣井, 2022; 平尾ら, 2016; 松藤・中村, 2016; 寺田ら, 2013）。また、数は少ないが障害者支援施設における実習内容に注目した実習プログラムに関する研究などもある（佐藤・松倉, 2017, 2018）。保育実習の歴史的展開に関する研究の主なものとしては、水野ら（2014）や全国保育士養成協議会（2007）がある。特に、全国保育士養成協議会は厚生省が示した保育実習の基準をもとに保育実習施設の変遷を詳細に記述しているが、成人の障害者のための施設が保育実習の施設として追加されたことに特に注目していない。管見

の限り、成人の障害者のための施設が実習施設に追加された理由について分析した先行研究はない。

そこで、現在のところ、当時厚生省が保育実習の施設として成人の障害者のための施設を加えた経緯などがわかる公文書等の直接的な資料を見出すことはできてはいないが、本稿では、保母養成施設における保育実習の施設の変遷をたどるとともに、保母や保母養成施設のおかれていた時代的な状況、当時の成人の障害者のための施設であった精神薄弱者援護施設をめぐる状況からその経緯について歴史的に考察する。それを通じてこれらの施設が実習施設に含められたことの意味の一端を明らかにしたい。具体的には、まず、保母養成施設における保育実習の位置づけ及び実習施設の種類がどのように変化していったのか確認することとする。次に、保母養成施設のおかれていた状況、さらに精神薄弱者援護施設を含めた社会福祉の状況について考察する。これらをもとに、成人の障害者のための施設が保育実習となった経緯とその意味について明らかにしたい。

1 保育者養成課程における実習施設の変遷

保育実習の位置づけの変遷については、『保育実習指導のミニマムスタンダード 現場と養成校が協働して保育士を育てる』（2007年）⁵が、法令にもとづき、詳細に記述している。これらを手がかりに、保育実習の変遷をたどり、成人の障害者のための施設が保育実習の施設に含まれるようになった時期について確認することとした。

今日の保育士の制度（当時は保母の制度）は、1947（昭和22）年の児童福祉法第49条⁶の規定にもとづき、1948（昭和23）年の児童福祉法施行令によって「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子」として位置づけられたことにはじまる。同令では、保母の要件ある者を、①厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒業した者、②保母試験に合格した者、③児童福祉事業に5年以上従事した者であって、厚生大臣が特に適当と認定した者としていた。当初は、保母養成施設の整備がなされていなかったこともあり保母試験の合格者が大半を占めていた。だが、同令における保母の要件の順序に示されるように、原則として保母養成施設における養成が求められていた。

保母養成施設における保母養成については、1948（昭和23）年の厚生省児童局長通牒「保母養成施設の設置及び運営に関する件」⁷において規定された教育課程によって実施されていた。この中では保育実習については詳細に規定されておらず、ただ「保育、育児、看護、教養、栄養、音楽、遊戯、お話、絵画、製作等に関する研

究及び実習を所長の指定する、児童福祉施設病院保健所等において保育実習生として行ふこと」と定められるに過ぎないものであった。

また、1952(昭和27)年の厚生省告示第33号によって、保育実習は総合実習と位置づけられ20単位とするものとされたが、実習を行う具体的な施設等について示されることはなかった。この頃までの保育実習は、基準として対象となる施設が示されていなかったことから、それぞれの保母養成施設で児童福祉施設のほか様々な施設において、多様なかたちで実施されていたものと推察される。例えば、神奈川県保母養成施設である横浜保母専門学院(現横浜女子短期大学)においては、その運営母体である社会福祉法人白峰会が設置する中村愛児園、高風保育園(保育所)及び高風子供園(養護施設)等を専属の実習先として保育実習を実施するとともに、1950年から1956年までの間は、戦後の労働力不足を補うという貢献も兼ねて2年生が夏と秋の2回、神奈川県各地の農繁期季節保育所において実習をおこなっていたという⁸。

その後、保育実習の実施について初めて具体的に規定されるようになったのは、1962(昭和37)年の「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の保母を養成する学校その他の施設の就業教科目及び履修方法」(厚生省告示)からである。これによって総合実習は、保育実習とその名称を改めることとなった。さらに、同年12月の「保母養成所における保育実習の実施基準等について」の別紙「保育実習実施基準」では、保育実習の実施要領が示された。ここでは保育実習の目的が「その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用的能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させること」と定められた。そして、保育実習を行う施設が具体的に示され、保育所とともに収容施設において実習を行うものとされた。実習を行う収容施設は、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、乳児院、肢体不自由児施設、母子寮、情緒障害児短期治療施設及び教護院であると明確に示された。今日と同様に、保育所とそれ以外の施設との2種類以上の施設において保育実習を行うこととなったのである。ただし、幼稚園における教育実習の単位を読み替えることができるものとされていた。

その後、1970(昭和45)年に保育実習の単位数が8単位に変更がなされるとともに、教育実習の読み替えをおこなわないものとされた。保育実習Ⅰの実習施設として重症心身障害児施設が、また保育実習Ⅲの実習施設として精神薄弱児通園施設及び児童厚生施設が加えられることとなった⁹。当時、保母が保育に従事している3種類以上の施設において保育実習を行うことが求められるよ

うになった。幅広い施設での実習をすることになったため保育実習の充実がはかられたのである。

1973(昭和48)年には「保育実習実施基準」が改正されて、保育実習Ⅰの実習施設として収容型精神薄弱者更生及び授産施設が加えられ、また、保育実習Ⅲでは通所型精神薄弱者更生及び授産施設が加えられることとなった。これ以降、「児童の保育に従事する女子」を養成する保母養成施設の実習施設の種類として、これまでの児童福祉施設に加えて、成人の障害者のための施設が含まれるようになった。その際に、保育実習Ⅰ及び保育実習Ⅲの目標は1970年のものが以下の通り踏襲された¹⁰。

保育実習Ⅰ

1. 児童福祉施設(保育所およびその他の施設を含む。)の内容、機能等を実地の体験を通して理解させる。
2. 児童福祉施設における集団としての児童及び個人としての児童について実践的な接触を通して理解させる。
3. 保母の職務内容及び役割、また、他の職員とのチーム・ワークなどを、実習生自身が補助的な立場に立つことにより、体験的に把握させる。
4. 保母および児童の生活をともにし、実習生自身がさまざまな働きかけを行なうことにより、自らの児童観、保育観、あるいはそれをとりまく、現代の家庭や社会についての考え方を深めさせ、将来の保母としての自覚を得させる。
5. 諸学科で学んだ理論が、実践の場でいかに具体化され、総合されるかを知らせ、さらに新しい学修目標を見出す契機を作らせる。

保育実習Ⅲ

保育実習Ⅰにおける収容施設実習は 収容施設一般に対する概括的理解をうることを目標として、その内容も段階的に参加実習までに止められているが、この保育実習Ⅲにおいては、対象児童、施設の機能、そして保母の役割について、より詳細な内容的理解と、能動的な実習態度で、施設養護を実践的に体験し学習させることも目標とする。

1. 児童とその生活を体系的に理解させる。
2. その施設のもつ全体的養護機能を具体的に学ばせる。
3. 保母の役割と機能を部分実習及び指導実習の段階において体験的に学ばせる。

このように成人の障害者のための施設が実習施設として加えられたものの、実習の内容としては児童を対象と

した施設における実習を想定したものにとどまっている。これは「はじめに」でも確認したように現在でも同じ状況にある。

表1には、児童福祉法の制定(1947年)により児童福祉法施行令に保母が定められてから現在までの保母養成施設における保育実習施設の変遷をまとめた。

表1 略年表(保育実習施設の位置づけの変遷)

<ul style="list-style-type: none">・1947(昭和22)年:児童福祉法の制定 →児童福祉法施行令により保母が定められる。・1948(昭和23)年:保母養成施設の設置及び運営に関する件 →修業年次、学科や配当時間数が示される。保育実習については、詳細に規定されず、「児童福祉施設病院保健所等において保育実習生として行ふこと」と定められる。・1952(昭和27)年:厚生省告示第33号 →保育実習が「総合実習」(20単位)と位置付けられる。 ※実習の対象となる施設については示されず。・1962(昭和37)年:厚生省告示第328号による改定、児童局長通知第1376号「保母養成施設における保育実習の実施基準等について」 →保育実習の目的が示される。 →履修の方法が明確になる:単位数10単位 →保育所と収容施設において実習を行う。 収容施設としての実習先:養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、乳児院、肢体不自由児施設、母子寮、情緒障害児短期治療施設及び教護院 ※2つ以上の種別において実習を行う ※幼稚園における「教育実習」の単位を読み替えること可能。・1970(昭和45)年:厚生省告示第352号、児童家庭局長通知児発第567号「保母養成施設における保育実習の実施基準等について」の改定 →実習単位数変更され8単位になり、教育実習の読み替えがなくなる。 →保育実習Ⅰの実習施設に重症心身障害児施設が追加。 保育実習Ⅲの実習施設に精神薄弱児通園施設及び児童厚生施設が追加。 ※3つ以上の施設種別で実習を行う。・1973(昭和48)年:児童家庭局長通知児発第548号「保母養成施設における保育実習の実施基準等について」改定 →保育実習Ⅰ・Ⅲの実習施設に収容型・通所型精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設が加えられる。 →保育実習Ⅰにおける実習施設 乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、教護院、精神薄弱者更生施設(収容)、精神薄弱者授産施設(収容)、心身障害者福祉協会第17条第1項第1号に規定する福祉施設及び保育所 →保育実習Ⅲにおける実習施設 保育実習Ⅰに掲げる保育所以外の児童福祉施設のほか精神薄弱児通園施設、精神薄弱者更生施設(通所)及び精神薄弱者授産施設(通所)・1991(平成3)年:厚生省告示121号「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の保母の養成する学校その他の施設の修業教科目及び履修方法の一部改正について」<ul style="list-style-type: none">・保育実習事前事後指導の単位 →保育実習5単位(実習4単位+事前事後指導1単位)→保育実習Ⅱor保育実習Ⅲ2単位・3種別以上で実習を行うという規定がなくなる。・2003(平成15)年<ul style="list-style-type: none">・児童相談所一時保護施設が実習施設に加えられる。

全国保育士養成協議会編『保育実習指導のミニマムスタンダード—現場と養成校が協働して保育士を育てる』(2007年)等より作成

以上、1973（昭和48）年までの保母養成における実習の施設の変遷をたどった。その結果、1973年に保母（保育士）養成における実習の施設として、成人の障害者のための施設が追加されたことが明らかになった。では、なぜこの時期に実習施設として精神薄弱者援護施設が追加されることとなったのであろうか。次節以降では、当時の保母や社会福祉をめぐる状況等から考察していくこととしたい。

2 1970年代における保母と保母養成施設をめぐる状況

保育実習の施設として成人の障害者のための施設が加えられることになった1973（昭和48）年前後における保母養成施設の状況について確認することとしたい。

既にみたように、保母の資格は、児童福祉法施行令第13条の規定によって保母養成施設を卒業した者を原則としながらも、都道府県の実施する保母試験の合格者にも与えられるものであった。戦後の制度改革によって保母資格が創設されたこともあり、制度の発足時点において保母養成施設は戦前期において保母養成の実績のあった学校を母体としたものを中心に5校にとどまっていた。

その後、保母養成施設は整備されていくが、表2からわかるように、特に昭和40年代に入って急激にその数が増加するようになっていく。昭和40（1965）年から昭和49（1974）年の10年間をみるとその数は89校から301校へと3倍以上になっている。

この背景には保育所数の増加があり、保育所保育をになう保母の需要に応えるために保母養成施設の設置が増えていったものと考えられる。実際に保育所において保育を行う保母の数はこの時期から増加している（図1）。

また、昭和40年代は、急激な整備によって保母養成施設卒業者の保母の数が、保母試験の合格者による保母数を上回っていく時期でもあった（図2）。すなわち昭和40年代は、保母養成施設における保母養成を原則とすることが達成されていった時期であったといえよう。

このように保母養成施設の学生たちも増えていくことになるが、それに応じて保育実習のための施設確保も必要になったと考えられる。前節で確認したように、1970（昭和45）年には保育実習の充実がはかられ、学生たちは当時保母が勤務していた保育所を含む3種類以上の施設において実習を行うことが必要となった。こうしたことから急増する保母養成施設の学生の保育実習のための施設をいかに確保していくかが大きな課題になっていたものと推察される。このことが成人の障害者のための施設が保育実習の施設となった一因と考えられる。

3 1970年代における精神薄弱者援護施設をめぐる状況

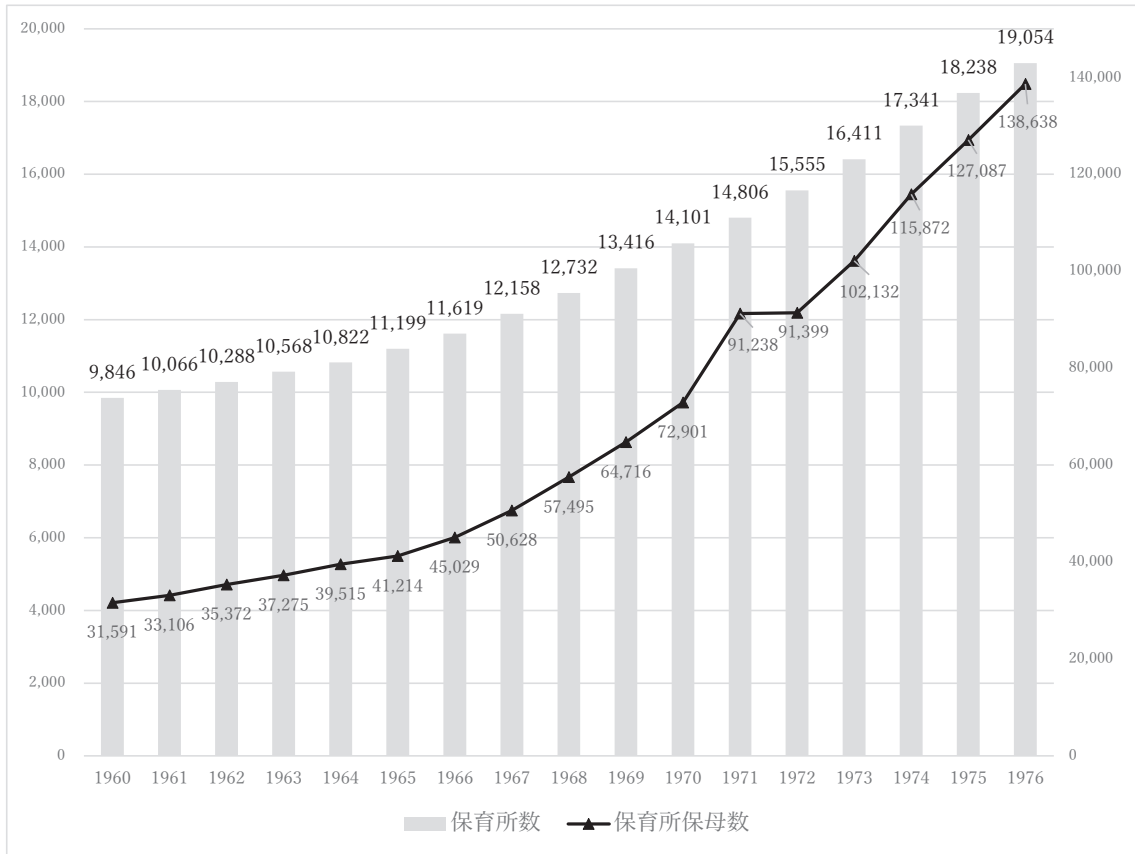
1970年代、保育実習の施設に加えられた精神薄弱者援護施設（精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設）をめぐる状況についてみていきたい。

1970（昭和45）年の国の「社会福祉施設緊急整備5か年事業」¹¹は、「わが国は近時の著しい経済成長の結果、今や経済の規模は先進国中でもほぼ最高水準に達し、国民の生活水準も著しい向上を示し、いわゆる『豊かな社会』への道を歩みつつある。しかしながら、こうした経済的繁栄の反面、社会的ひずみともいべき現象が各方面に顕在化しており、就中、社会福祉施設の立遅れは著しいものがある」¹²という問題意識のもと、社会福祉施設全般の増設が進めた。具体的には、精神薄弱者援護施設

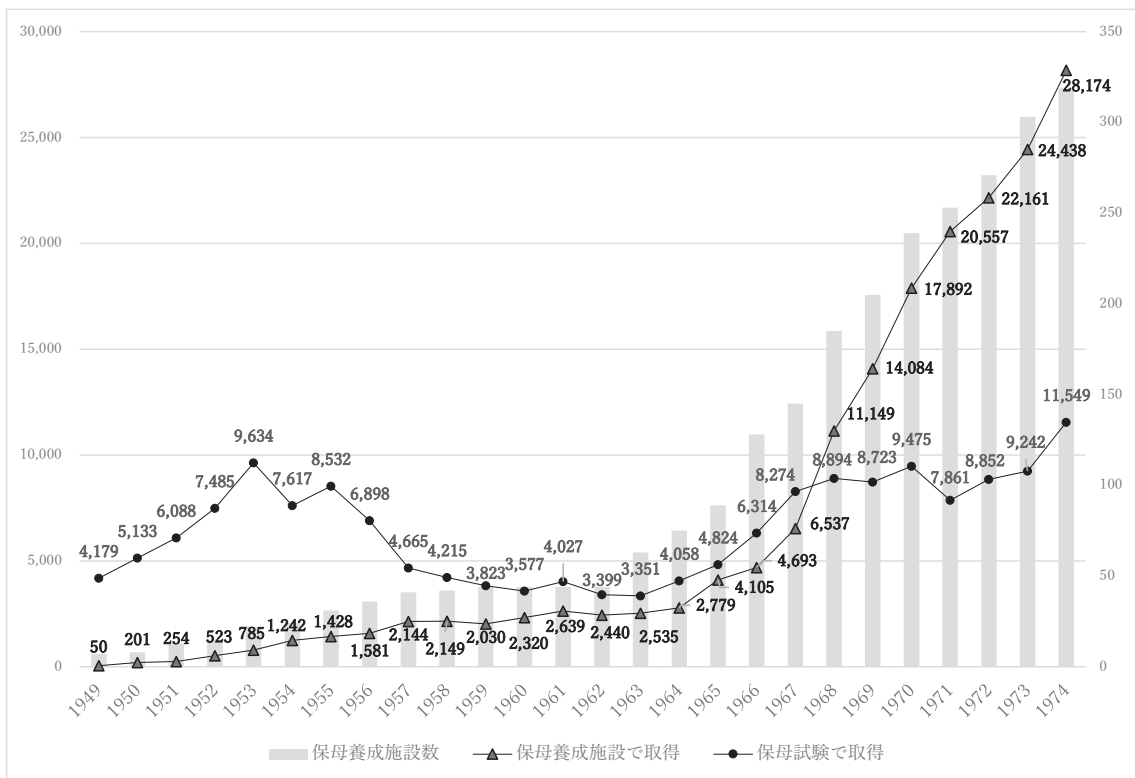
表2 保母養成施設の設置数の推移

年別	新設数	総計	年別	新設数	総計	年別	新設数	総計
			昭和31年	5	36	昭和41年	39	128
			32年	5	41	42年	17	145
昭和23年	5	5	33年	1	42	43年	40	185
24年	2	7	34年	2	44	44年	20	205
25年	1	8	35年	0	44	45年	34	239
26年	5	13	36年	0	44	46年	14	253
27年	2	15	37年	0	44	47年	18	271
28年	7	22	38年	19	63	48年	14	285
29年	2	24	39年	12	75	49年	16	301
30年	7	31	40年	14	89	50年	11	312

各年度『保母養成資料』（全国保母養成協議会）より作成



各年度『社会福祉施設調査報告』(厚生省)より作成
 図1 保育所数・保育所保母数(推移)



各年度『保母養成資料』(全国保母養成協議会)より作成
 図2 保母養成施設数及び保母資格取得者(年度別推移)

設を含む心身障害児・者施設を、1970年から1975（昭和50）年までの5年間で、62,990施設から155,268施設へと3倍近く増設することが計画されていた。

また、社会福祉施設の増設に伴って「施設職員の養成確保の問題については、基本的には、社会福祉専門職制度の確立、専門職にふさわしい給与水準と適正な労働条件の確保、福利厚生施策の充実を行なうとともに、高度の総合的研修を行なう機関の設置を初め職員の養成訓練施設を国及び都道府県のレベルにおいて整備する等、総合的、抜本的な改善方策を樹立する必要がある」¹³として、社会福祉施設の職員の確保が急務とされた。

精神薄弱者援護施設の整備については、1965（昭和40）年に厚生省における精神薄弱者福祉に関する事務を担当する部局が児童家庭局に移管されたことから中央児童福祉審議会において審議された。1970（昭和45）年の中央児童福祉審議会「児童福祉に関する当面の推進策についてI」¹⁴では、精神薄弱者援護施設について以下のように述べられている。

第1 精神薄弱者対策について

わが国における精神薄弱者福祉対策は、児童に対するものと成人に対するものがそれぞれ別個に異なった法体系のもとで進められてきたため、種々の面で、児・者を通じた一貫性を欠いている点が指摘されている。また、精神薄弱者の各種福祉施設の現状をみると、年々急速に整備拡充が図られてはいるがその収容能力が未だ施設入所を必要とする者に比して非常に不足しているばかりでなく、従来社会復帰を図るための指導訓練に主眼を置いて運営が行なわれているため、重度の精神薄弱者その他特別の介護指導を要する者の受入れ体制が不十分な状態にある。さらに、精神薄弱者の社会復帰促進のための施策あるいは在宅精神薄弱者のための施設については、財政的裏付けも不十分な状況にあり、非常に立遅れているように見受けられる。以上のような現状にかんがみ、精神薄弱者福祉対策の一層の推進を図るため、当面次の事項について早急にその実現を図ることが必要である。

なお、精神薄弱者福祉行政を進めるに当っては、関連する分野も非常に多岐にわたっているので、関係部局、省庁間の連絡調整を一層強化し、総合的な精神薄弱者福祉対策の樹立、推進に努めるべきである。

1 精神薄弱者対策の一元化について

精神薄弱者については、その特殊性から、児童から成人に至るまでの一貫した保護指導を行なうことが重要である。しかし、従来精神薄弱者の処

遇にあたっては、その方法内容等は対象者が児童である場合と成人である場合とは異にすべきであるという理由から、児童については児童福祉法、成人については精神薄弱者福祉法と異なつた法体系のもとで、それぞれ別個に施策が進められてきたため、相談判定機関、措置機関あるいは福祉施設が、児童と成人とは異なり、特に成人施設の整備の立遅れもあって、その処遇に一貫性が欠けるばかりでなく、種々の面で不都合な点があらわれている。このような現状から、精神薄弱者福祉対策の一元化（いわゆる児・者一元化）が、かねてより強く要請されているところであるが、これは単に制度の形式的な統合、あるいは対象者の処遇の画一化を図ることによって達成されるものではなく、児童福祉行政さらには社会福祉行政全般との関連をも十分考慮したうえで慎重にその方策が決定されなければならないと考えられる。

（中略）

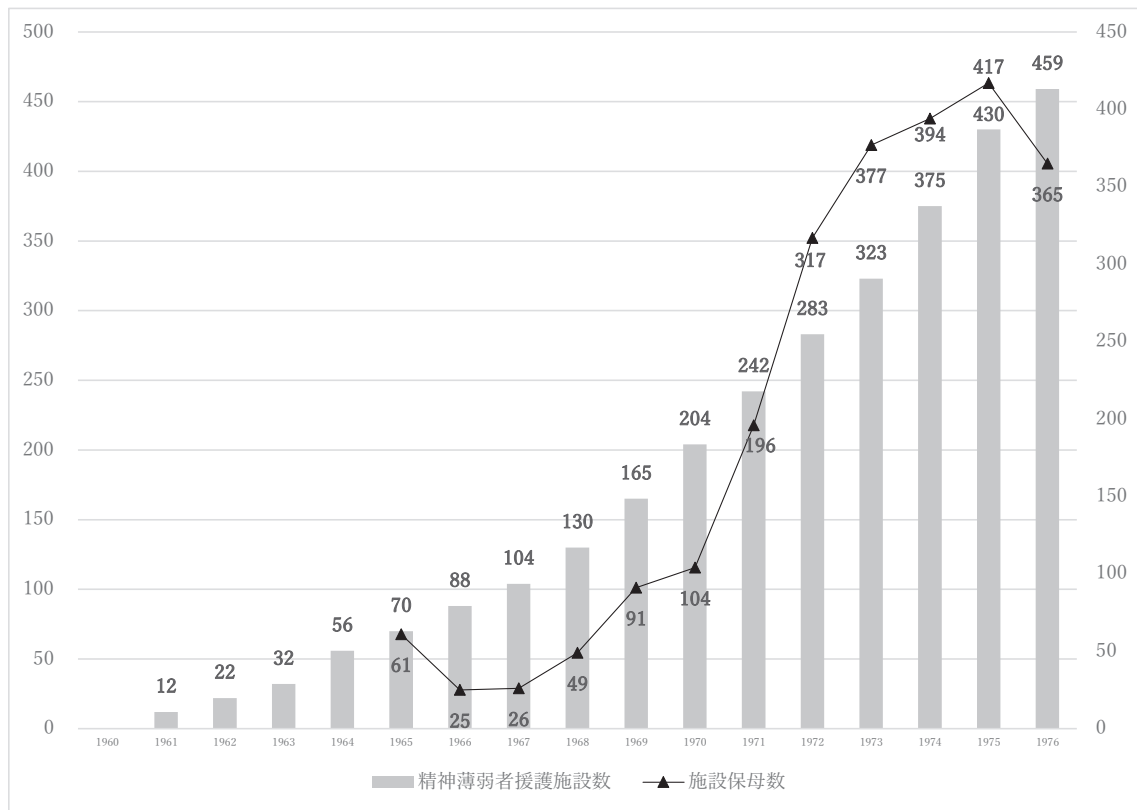
精神薄弱者に対する保護指導の内容は、社会情勢の変化等に伴い、高度の専門性を要求されてきており、これに応じて、職員にも高度の専門的知識、技術が要求されているので、職員の確保とその資質の上は、今後ますます重要な問題となると考えられる。このため職員の養成、訓練の強化と職種資格、待遇等の身分制度の確立を図ることを検討するとともに、さらに職員の勤務体制をも含めた施設の全般的な運営方法等について、積極的改善方策を早急に検討実施する必要がある。

このように、将来的に精神薄弱者と精神薄弱児の福祉の一元化を構想しながら、現状として精神薄弱者援護施設の整備を求めたものであった。また、それに対応して精神薄弱者援護施設において支援にあたる職員確保とその資質の向上が急務であることが指摘されている。

当時、精神薄弱者援護施設を含めた社会福祉施設では、職業指導員、生活指導員、児童指導員などとともに保母が支援にあっていた。

この後、中央児童福祉審議会の報告にあるように、実際に精神薄弱者援護施設は急激に整備され、1970（昭和45）年の204か所から1975（昭和50）年の430か所と倍増している。それに対応して、施設において精神薄弱者の支援にあたる職員の確保は急務であったといえよう。図3からわかるように、精神薄弱者援護施設の増加とともに、そこで支援にあたる保母の数も増えている。

このように、当時唯一の社会福祉の資格であった保母が精神薄弱者福祉の担い手として期待され、1973年に保育実習のための施設として精神薄弱者更生施設及び精神



各年度『社会福祉施設調査報告』（厚生省）より作成

図3 精神薄弱者援護施設数・施設保母数（年度別推移）

薄弱者授産施設を位置づけられたと推察される。このことは当時、保母養成施設の学生に貸与される保母就学資金の返還債務の免除となる職種として、保育所等の児童福祉施設とともに「精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）第18条に定める精神薄弱者援護施設」があげられていたことから明らかである¹⁵。

さらに、保母養成施設の学生たちの実習施設を確保しなければならない背景もあり、精神薄弱者援護施設を実習施設に組み入れるための調整が進められたと言えよう。1965（昭和40）年以降、精神薄弱者福祉に関する行政事務を担当する部局が、保育所保育や保母養成と同様の児童家庭局であったことからその調整は容易であった¹⁶。

おわりに

本稿では、まず保育実習の変遷をたどり、精神薄弱者援護施設（精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設）が保育実習の施設として位置づけられたのが1973（昭和48）年であり、当時は保育実習において学生たちが3種類の施設において実習することが求められていた経緯について確認した。

次に、成人の障害者のための施設が保育実習施設に

なった意義を明らかにするために、1973年前後の保母や保母養成施設における状況について考察した。この時期は、保育所が整備されていくに伴い、保母の需要にこたえるべく保母養成施設数が急増し、学生数が増えていった。さらに当時は3種類以上の施設において保育実習を行う必要があり、その実習施設の確保が急務であった。

さらに、1970年代における精神薄弱者援護施設をめぐる状況について考察した。当時、国の計画として社会福祉施設の整備が進められ、その充実が求められていた。保母養成と精神薄弱者福祉の行政事務が同じ厚生省児童家庭局であったことから、当時唯一の社会福祉の資格とされていた保母に精神薄弱者福祉の担い手を期待していた。また、不足する実習施設の確保という観点からも精神薄弱者援護施設が保育実習の施設として位置づけられたものと考えられる。

これらの考察から、成人の障害者のための施設（精神薄弱者援護施設）が保育実習の施設に加えられた意義は、次の二つにあったといえる。第一に3種類以上の施設において保育実習を行うことが必要になるとともに、保母養成施設の急増に伴い不足が想定される「実習施設の確保」いうことであった。第二に、同じく急増していく精神薄弱者援護施設の「職員確保」のためであったといえる。

こうしたことから、今日に至るまでの厚生省（厚生労働省）が示す保育実習の目標及び内容は、成人を対象とした施設での実習ではなく、児童福祉施設における実習が想定されていることから、成人の障害者施設が実習施設に含められたことは、保母養成における実習内容において大きな意義はなかったといえる。

しかし、時代とともに保母（保育士）養成において成人の障害者のための施設において実習をすることについて、人間の尊厳の理解につながるなどの意義が保育士養成施設の教員等から見出されていくようになっていく。保育士にとって障害者支援施設における保育実習の体験がどのような意味をもったのか。また保育士（保育教諭）の専門性として、その体験がどのような意味を持つのか、さらに考察していく必要がある。

引用・参考文献

- 江津和也（2022）「1970年代における保母養成施設の男性への『門戸開放』に関する一考察」『日本教育史論集（早稲田大学日本教育史研究室）』9, pp. 27-36.
- 江津和也（2015）「児童福祉法施行後の神奈川における保母養成—1950年前後における横浜保育専門学院の保母養成—」『日本教育史論集（早稲田大学日本教育史研究室）』2, pp. 3-13.
- 廣井雄一（2022）「社会福祉施設での保育実習を通じた学生の成果と課題」『國學院大學人間開発学研究』11, pp. 15-30.
- 児童福祉法研究会編（1979）『児童福祉法成立資料集成』下巻, pp. 526-528. ドメス出版.
- 国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会保障資料Ⅳ』国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイト <https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/shiryu.html>（2022年9月13日確認）.
- 松藤光生・中村恭子（2016）「施設実習における実習施設種による学びの差異」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』48, pp. 65-71.
- 佐藤ちひろ・松倉佳子（2017）「障害者支援施設の保育実習プログラムに関する研究（1）」『清和大学短期大学部紀要』4, pp. 1-8.
- 佐藤ちひろ・松倉佳子（2018）「障害者支援施設の保育実習プログラムに関する研究（2）—保育実習Ⅰ（施設）の実習内容からの検討」『清和大学短期大学部紀要』47, pp. 1-10.
- 寺田博行・大野地平・海老江康二（2013）「保育実習Ⅰ（施設）における種別間での学生意識の差異について：児童養護施設と障害者支援施設を中心として」『聖徳の教養教育技法』8, pp. 95-106.
- 全国保育士養成協議会編（2007）『保育実習指導のミニマムスタンダード—現場と養成校が協働して保育士を育てる』北大路書房.

注

- 1) 本稿は、「我が国の保育実習施設の変遷に関する研究」(日本保育学会第70回大会、2019年)、「我が国の保育実習施設の変遷に関する研究(2)」(日本保育学会第74回大会、2021年)及び「障害者支援施設における保育実習の意味に関する研究」(日本保育学会第75回大会、2022年)の発表内容を基礎に報告するものである。
- 2) 「別紙2 保育実習実施基準」(「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」子発0427第3号平成30年4月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、2020年).
- 3) 児童福祉法第18条の4「この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」。なお、国家資格前においては児童福祉法施行令第13条において「児童福祉施設において、児童の保育に従事する者を保育士といい、次の各号のいずれかに該当する者をもつてこれに充てる」と規定されていた。
- 4) 「別紙3 教科目の教授内容」(「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」子発0427第3号平成30年4月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、2020年).
- 5) 全国保育士養成協議会編『保育実習指導のミニマムスタンダード—現場と養成校が協働して保育士を育てる』(北大路書房、2007年).
- 6) 「この法律で定めるものの外、児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令でこれを定める」。
- 7) 「保母養成施設の設置及び運営に関する件(昭和二十三年四月八日発第一〇五号各都道府県知事宛児童局長通牒)」(児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成』下巻(ドメス出版、1979年) pp. 526-528に所収)。
- 8) 江津和也「児童福祉法施行後の神奈川における保母養成—1950年前後における横浜保育専門学院の保母養成—」『日本教育史論集（早稲田大学日本教育史研究室）』第2号（2015年）p. 9.
- 9) 「保母養成施設における保育実習の実施基準等について」(厚生省告示第352号、児童家庭局長通知発第567号)。
- 10) 厚生省児童家庭局『保母養成専門教科目教授内容ソースブック』(日本児童福祉協会、1972年)。
- 11) 国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会保障資料Ⅱ』所収。
- 12) 中央社会福祉審議会「社会福祉施設の緊急整備について」(1970年11月25日)。
- 13) 同上。
- 14) 国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会保障資料Ⅱ』所収。
- 15) 「保母修学資金貸与制度実施要綱」(「保母修学資金の貸

与について(通知)第3次改正、発見第131号、1973年).

- 16) 「精神薄弱者に対する福祉の措置が児童から成人まで一貫して行われるように行政機構の強化を図る」という趣旨のもとに、1965(昭和40)年に厚生省設置法が改正され、厚生省社会局から児童家庭局に移管されることとなった。児童福祉法による精神薄弱児関係事務とあわせて、精神薄弱者福祉行政の一元化がはかられた。「厚生省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う精神薄弱者福祉法施行事務の取扱いについて」(各都道府県知事宛厚生省社会・児童家庭局長連名通知、昭和40年7月1日児発第五七一号).